

## 令和8年第2回浅川町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和8年3月6日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（令和7年度浅川町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 2 議案第 4号 浅川町防犯カメラの設置及び運用に関する条例を定めることについて
- 日程第 3 議案第 5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7号 浅川町旅費条例の全部改正について
- 日程第 6 議案第 8号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 9号 浅川町立あさかわこども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第10号 浅川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第11号 浅川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 浅川町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 令和7年度浅川町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第21号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について（吉田富三記念館）
- 日程第13 議案第22号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について（浅川町地域福祉センター）
- 日程第14 議案第23号 浅川町第6次振興計画基本構想の策定について
- 日程第15 議案第24号 大草辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第16 議案第25号 福貴作辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第17 議案第26号 山白石辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第18 議案第27号 小貫辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第19 請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
- 日程の追加
- 日程第20 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程のとおり

日程第20 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

---

出席議員（10名）

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	加藤守君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	関根恵美子君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	坂本克幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	高野喜寛君
教育課長	我妻美幸君		

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田子広子	会計年度任用	芳賀純弓
--------	------	--------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（令和7年度浅川町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（令和7年度浅川町一般会計補正予算（第7号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第4号 浅川町防犯カメラの設置及び運用に関する条例を定めることに

ついてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） やっと我が町にも防犯カメラの設置条例ができるということで非常に喜ばしいことですが、数点ご質問したいと思います。

第2条のところですか。確認でございます。

(2)の防犯カメラ設置者とは、町長でよろしいのか。

(4)です。管理者、設置者が委任するものなんですけれども、管理者というものは誰を指すのか。

(6)番です。この文言は訂正したほうがいいんじゃないかなということですが、(6)に書いてあります「町民等 本町に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本町に滞在し、若しくは本町を通過する者」、何度も「本町」と出ますけれども、いろいろ調べました。そうすると、自分のところを指すものは当町という表現をするというのも出てきますし、「本町」と検索を入れますと、町の中心部という答えも出てくるんですね。ですから、もうこれは明らかに浅川町を指しているわけですから、省略せずに、「浅川町に居住し、勤務し」、「浅川町」に直すべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

議案書の3ページ目ですね。3ページ目の第2条(2)、(4)、(6)とございます。それぞれご答弁させていただきます。

(2)につきましては、町でございます。

[発言する声あり]

○総務課長（生田目源寿君） 改めてですけれども、公共の場所に防犯カメラを設置する主体は、町であります。管理者は、町であって、町長、広い意味でいえば町であります。

それと、本町と当町の使い分けなんですけれども、これは複数の読み方というか、ありますけれども、本来、町のことを指すわけなんですけれども、自分の町を指す場合には本町という言い方をいたします。対外向けの場合は当町と我々は使い分けしておりますので、このような記し方をしているわけなんですけれども……

[発言する声あり]

○総務課長（生田目源寿君） 改めてなんですけれども、浅川町内のこと、確かに議員さんおっしゃるとおり紛らわしいところはあると思います。特に、うちの町、本町（もとまち）という地名があるものですから、以前も議会でそのようなお話ありましたが、業界といたしますか、我々からいたしますと、自分の町を指す際には本町という言い方なので、使い分けはしているつもりでございました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 設置者が町、設置する主体、主体ですから町。でも、町のあれが町長ではなかったんで

すかね。

私はここは、設置者は町長で、管理責任者が、管理委託するのであれば、そちらの業者が管理責任者になるのかなという思いで質問をしたんですが、防犯カメラ設置者と同一のもの、ちょっと解釈が理解できませんでした。

それと、(6)に関しては、やはり今答弁いただいたとおり、浅川町には本町(もとまち)という地名があるものですから、やはり誤解ではないですけれども、解釈が変わってしまう部分も多々あると思うので、最近、やはり本町という言葉が頻繁に出てくるものですから、言われてみれば本町で、言葉で言われれば納得はするんですけれども、文章に起こされると、やはりちょっと本町(もとまち)という捉え方もしてしまいますし、できればここは省略せずに浅川町と記入しても別に問題ないのではないかなと思うんですが、再度お願いします。

○議長(水野秀一君) 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長(生田目源寿君) それでは、今のご質問なんですが、そうですね、確かに、私、先ほど言いましたが、前の定例会もそのような指摘ございました。

今後、庁舎内でよく議論いたしまして、使い分け、特に、先ほども申しましたが、本町(もとまち)という地名がございますので、確かに一町民から見れば、本町(もとまち)のことだとさされる可能性もありますので、ここは議論をよくしたいと思います。

以上です。

○議長(水野秀一君) よろしいですか。

○7番(須藤浩二君) はい。

○議長(水野秀一君) 8番、上野信直君。

○8番(上野信直君) 本条例は、個人情報の保護、プライバシーの侵害防止という観点で、設置者の責務ですね、設置目的の明確化と撮影範囲の限定、それから情報は漏らさない、一定期間過ぎたら消去する、問題があったら町が勧告する、こういう条例だと思うんですけれども、そうすると、まず1点目なんですが、防犯カメラの設置者、これは町と言ったらおかしいですよ。だって、これに違反する者に対して町が勧告するわけですから、町と町以外とあるはずなんです。

私が最初に思ったのは、公共の場を借りて、例えば行政区なんか防犯カメラを設置したいというようなときに、その行政区とかが対象になるのかなというふうに考えたんですけれども、ほかのところのいろんな条例見てみると、例えば病院とか神社仏閣とか、そういうところも公共の場として入っていて、そういうところの設置者に対してもこの効力が及ぶんだよというような定めもしているところもあるんですね。だから、その設置者について町はどのように考えているのか。

それから、2点目として、公共の場所というのは、ここにはいろいろ道路とか例示されていますけれども、肝腎の役場とか公民館とかこども園とか、もう既に設置されているところに入っていない、明示されていないんですけれども、これはどういう理由によるものなんでしょうかね。そういうもう既に設置しているところこそ、プライバシーの保護、そういうのに配慮するということが必要なんじゃないかというふうに思うんですけれども、公共の場所についても再度伺いたしたいと思います。

それから、規則で定める保管期間を過ぎたデータは消去します、しなければならぬということなんです。

れども、この保管期間を過ぎたの保管期間って、大体いつ頃、どのぐらいを想定されているのか伺いたいと思います。

それから、6条の2項なんですが、私、読んでいてよく分からなかったんですけども、町が防犯カメラの設置者となる場合、浅川町個人情報保護法施行条例の定めるところによるというふうに書いてあるんですけども、個人情報保護法施行条例を見ても、町が防犯カメラの設置者となる場合に対応するような、そういう条文ないんじゃないかと思うんですね。

もしかすると、町が防犯カメラの設置者となる場合は、個人情報の審査会、この判断を仰ぐことができると、そういう意味なのかなというふうに思うんですけども、ただ、条文上はそういうふうにはならないです。この点はどのように解釈すればよいのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

4点ほど、おたがございました。答弁させていただきます。

まず、設置者の考えなんですが、確かに議員さんおっしゃる町もしくは別の団体か、例えば行政区ってあるんですけども、町としまして視野に入れておりますのは、町の防犯協会を入れております。先ほど私、7番議員のところまで町と言っていましたが、広く団体でいいますと、そういう団体も視野に入れております。

なお、個人はまた別としても、行政区とかあらゆる団体ありまして、そちらで設置等は今後どのようなことになるかなんですが、改めて申しますと、町もしくは町の防犯協会を考えております。

2点目の公共施設、すでにこの役場庁舎、こども園、公民館等、防犯カメラ設置済みとなっておりますけれども、この条例に改めてのっとして、防犯カメラの業務は進めていきたいと考えております。

それと、3点目の保管期間なんですけれども、これ過去の例でいいますと、既に防犯カメラ設置してありますけれども、この公共施設、過去のことを思いますと、約2か月は保存はしたいと考えております、過去の事例から申しますと。

最後、4点目です。こちらの審査会なんです、私どもとすれば、議員さんおたがしのような意味を指してはおったんですけども、この条文からいいますとなじまないという見方が確かにあるかもしれませんが、我々としては、そのような意味を解釈してつくったつもりではございました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 公の場所に設置された防犯カメラについては、個人情報の保護とかプライバシーの侵害防止のためにいろいろと規制をかけるというこの条例の趣旨からすると、そうすると、設置者は誰かというよりも、公共の場所にある防犯カメラというのに重点があるわけですね。そうすると、この公共の場所というのがどの範囲を指すのか。ここに条文に明示されているところ、それから今補足された役場とか公民館とかこども園とか、そういうところも入ると。

そのほか、他市町村の例を見てみると、病院とかスーパーとか、そういうのも公共の場所だというふうに捉

えているところもあるんですよ。浅川町は、浅川町が所有している施設を指すという理解なんでしょうか、再度伺いたいと思います。

それから、約2か月というのは分かりました。

それから、6条の2項の趣旨は、疑義があれば審査会にかけるとできると、こういう規定なんだよということで、条文上は若干無理があるかなとは思いますが、そういう趣旨だというのは分かりました。ですので、最初の部分だけお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 答弁させていただきます。

この公共の場所は何を指しているかといいましたらば、議員さん今おっしゃったようなことも含めまして、広い意味での公共の場所なんですけれども、我々としては今回予定していますのは、駐車場を予定しております。

ご存じのとおり、駅舎はJRのもの、両サイドの駐車場は町のもので、そちらの駐車場、駅自転車置場も含めまして、そちらをまず手始めに設置しようと思っておりますので、今回このように条例を上程させていただいたわけでございます。

改めて申し上げますが、今後、広い意味での公共施設を視野に入れております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 基本的には個人情報の保護とプライバシーの侵害防止という観点で、この条例が生きるような規則をしっかりとつくっていただきたいというふうに思うんですね。

それで、私、前からずっと疑問だったんですけども、こども園が造られるときに、あのこども園に防犯カメラを設置したいと、子供を守るために。死角をつくらないようにいっぱいつけたいと、こういうような答弁があったことがあったんですよ。これは、この条例からすると適切ではないと、こういうことですよ。何十個もつけるという話だったんですよ、死角がないように。

何か、業者にうまく言いくめられたんじゃないかなというふうに当時は思ったんですけども、そうじゃなくて、やっぱり範囲を限定する、目的を明確にして、範囲を限定して、プライバシーの侵害が起らないように対応すると、これがこの条例の基本精神ですから、そういう点から踏まえれば、以前の、公共施設に死角がないようにいっぱいつけるなんて、こういう考えは妥当ではないというふうに理解していいですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から再度答弁させていただきます。

平成30年4月に開園いたしましたあさかわこども園につきましては、その当時なんですけれども、場所柄、町内からは離れた場所ということで、当時そのように複数台、私の記憶ですと7台はつけているかと思います。そのような答弁もその当時したのだと思います。

改めてなんですけれども、今、私申したとおり、町内、役場のそばに今まであったものですから、セキュリティ、防犯上、誰かが行けるような感じだったんですけども、1軒ぼつりということはないんですけども、郊外ということで、防犯カメラ、そのようにつけたと思います。

ただ、改めてなんですけれども、子どもを守るためにある意味では致し方ないのかなという、こちらの見解もありますけれども、改めて教育委員会経由で、こども園にはこの録画のデータの管理は十分するようにはしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） それはそれでいいんですけれども、子どもを守るためにという理由だったんですよ、やっぱり当時も。だけれども、誰か四六時中、そのモニターを監視しているわけじゃないですよ。そういう人いませんよね。

だから、例えば子どもに何かあったときに、それを見ていて、それを防止するとか何かという体制を取れていない。結局、結果が生じた後、検証するために利用するというのが実情じゃないですか。それを子どもを守るためにいっぱいつけるんだと、あれ、何個じゃなくて何十個だったですよ、最初の説明があったときは。そういうのは、この条例からすると、そういう考えはなじまないということによろしいですよ。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

記憶、すみません、私もあれなんですけれども、何十か所、7か所、外構といたしますか、こども園の周りなんです。なので、7か所ぐらいだったと思うんですけれども、カメラついてますということも犯罪の抑止力にもなるかとは思ってますけれども、改めて答弁させていただきますけれども、今ある防犯カメラ無駄にないように、なお、こども園の職員には、職員室にも職員はおりますから、常駐しておりますので、カメラは常に見ているように、それは改めてこちらから申したいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今、こども園にあるカメラを減らせとか、そういうことではないんですよ。考え方として、何十個もあったんですよ、本当に、そういう答弁が。びっくりしたんですけれども、そういう考えは、個人情報の保護とかプライバシーの観点からすると、やっぱりなじまないということで理解していいですよ、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 8番議員のおっしゃるとおりかと思っております。

それと、私もそのとき議員でありまして、確かに8番議員さんが言ったとおりだと思っております。

今は、今後、皆さんの意見を聞きながら、やっぱりこういう防犯カメラは設置したり、条例などつくったりするのが一番いいと思っておりますので、ぜひ今後とも、あちこちに今度防犯カメラをつけますので、よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、初日の説明で、まず草刈り機の盗難とかエアコンの室外機の盗難とか網戸の盗難とかですか、そういうものがあるから、やはり防犯カメラが必要だろうという説明だったと思うんです

けれども、そうですね。

それで、先ほど8番議員さんに対して、駅前の駐車場にまず防犯カメラを設置するというようなことでしたが、この最初の草刈り機の盗難、エアコンとか、行政区の集会所ですか、そちらのほうにも設置していくのかということでお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 確かに、私、初日に提案理由の説明のときに、そのようなことをまず説明申し上げました。

先ほど、私、答弁したとおりなんですけれども、まず手始めに町の公共施設ということで駅を指しておりますが、今後は町防犯協会を通しまして、そのように各行政区も当然視野には入れております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、あと、3ページの公共の場所ということで、「若しくは出入りする道路」ということで、この道路、どの辺を指しているのかということで気になったんですけれども、浅川町の中に道路に設置してあれば、もし犯罪が起きた場合に、そこを通った犯人を特定することができるというようなことで、防犯のカメラあったほうがいいのかなどというところでございまして、どの辺に設置するのかというところでお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

そうですね、私、以前に議会で答弁したときあったんですが、場所は特定はいたしません、主に主要道路、幹線道路を指しております。こちらもよく庁舎内で議論しまして、ここというところに設置したいとは考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありますか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） るるいろんな質疑聞いていましたのですけれども、以前、私も一般質問にて、防犯カメラの設置、2回ほどしています。それで、その折、ガイドラインの策定との報告がありました。

町は、条例できたことは非常にいいことなんですけれども、今までのガイドラインがあるにもかかわらず、条例策定に至った経緯、こちらのほうちょっと大まかで結構なんでよろしくお願ひしたいと思うんです。

というのは、石川管内、今現在見ると5町村ありますけれども、ほかの4町村も含めて、条例ないんですね、防犯カメラの条例というのは。今度の3月の定例会云々で条例が策定されるのかどうかちょっと分かりませんが、大体が町防犯推進に関する条例ということで、防犯カメラに特化したものというのはほとんど見当たらないというのが私の感覚です。

そちらのほう、条例策定に至った経緯、こちらのほうをちょっとお尋ねします。

それと、当町にはガイドラインがあるというふうに申し上げましたが、そもそも行政で作成するガイドラインは、町の運用としては施設ごとにつくっていたという、私、記憶があるんですが、今回、議案提出された条例と同様の決め事が網羅されているというふうに認識していました。

ということで、各自自治体は、条例だったりガイドラインだったり要綱だと、いろんな形の中でそれを規定しています。ガイドラインというのは、犯罪抑止と個人のプライバシーを守ること、両立を目指しているんですが、じゃ、今あるガイドラインがあるにもかかわらず条例をつくったということは、条例とガイドラインでは何が違うんだということをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、3点目に、画像データの保管期間ということで、先ほど8番議員からもありました。それで、2か月という回答がありました。私も同様の質問をしようと思ったんですが、私は2か月というのはちょっと長いんじゃないかなと。

というのは、福島県警がガイドライン出しています。福島県警はおおむね1か月です。それで更新していきなさいというふうに決められています。決められているというか、ガイドラインです。指針ですね。というんで、2か月と今答えましたけれども、それはまだ決まっていないんでしょうから、いろんな検証していただいて、もし、中身については、これある程度サンプリングといいますかフォーマットが決まっていますので、その中でやっていますから、ほぼ間違いないんだろうというふうに私も認識します。

ただし、先ほど各議員さんからもありましたとおり、我が町に合っているのかどうか、既存の防犯カメラも含めてですよ、この条例が合っているかどうかという規定をしてこないで、何というか、そごが出てくる。後から考えたときにそごが出てくるということになりますので、よくよく条例を施行するときには、中身について我が町との合い方、合っているのかどうかというのを検証はきちっとしておかないと、後で何か絵に描いた餅的な条例になってしまうんじゃないかということを危惧しています。

ですから、よくよく、これからまだ時間あるでしょうから、中身を見ていただいて、本当に浅川町に合った条例になっているのかどうか、実情に合ったという意味ですよ。実情に合っている、なっているのかどうかということをぜひとも検討願って発出していただきたいなというふうに思っていますので、その3点お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

今ほど3点ほどご質問いただきました。それでは、答弁させていただきます。

まず、経緯ですが、今ほど5番議員さんからもございましたが、過去に2回ほど一般質問お受けさせていただきました。その際、議員さんとも個別にもお話したかとは思いますが、ガイドラインをまず作成ということで警察と協議の上つくりましたが、やはり明確化にするためには町の責任等も含めまして条例を制定すべきと考えまして、今回、条例を上程させていただいたもので、こちらも本来ですと12月議会を本当は目指してはいたんですが、警察の協議ちょっと進んでいなかった部分もあったものですから、3月上程させていただいたところ です。

それと、2点目、この条例とガイドラインの違いは何ですかということなんですけれども、条例を今回出したわけなんですけれども、ガイドラインは既にできております。こちらは、ガイドラインにつきましては、この条例を、簡単に言いますと、かみ砕いたようなものになっております。こちらを、条例にはあって、そしてガイドラインもあるということで、これを両方照らし合わせて防犯カメラの運用には進めていきたいと思っております。

最後、3点目ですけれども、保存期間なんですけど、こちらちょっと過去の実例とかもございまして、あまり多くは答弁できないんですが、私、確かに1か月というのも妥当かもしれませんが、あえて2か月にしたのは、そのようなことがあったものですから2か月にしてみたいと考えておりました。

それと、この内情といいますか、条例の中になじまないんじゃないかということあるかもしれないんですけれども、今回上程させていただきまして、そして4月から運用していけば、確かになじまない部分出てくるかもしれませんが、その際には一部改正も視野には入れておりますので、そこはご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりましたということなんですけれども、確かにガイドラインと条例、大きな相違点というのは罰則規定ですよ。いわゆるそれがあるかないかの問題です、条例というのは。ですから、あとほかはほとんど変わらないですよ。ただ、条例になると議会を通さなきゃならないとか、いろいろあると思うんですが、いわゆる違反には罰則規定が出てくるのが条例だということになるんですが、ガイドラインの場合はあくまで指針なので、これを遵守してくださいねというような軽い、設置する上での大枠の形だと思います。それで、条例にしておいて明確化するということは、その条例策定の理由はそれだということだということで理解しました。

あわせて、特にこの中の、ぱっと見ても、第2条の（2）、先ほどから議論されています防犯カメラの設置者とこの4条がちょっとかみ合わなくなるんですよ。町が、町だとか、そういう設置者にしちゃうと、全然かみ合わないんですよ、4条との関係で。じゃ、町長は町長に出すのかという話になっちゃうので、これは町じゃないんですよ。

だから、そこをきちっと意識しないと、この条例の意味が全くなさないということになりますので、中身については先ほど言いましたようにサンプリングがありますので、それに沿ってつくっていますから問題はないんですよ。ただし、当町の実情に合ったのと執行側の認識の問題が出てきますので、その辺はよくよく中身を検証して、頭の中に入れて図式化して、組織も全てを含めて、フロー図も全部含めて頭の中に入れておかないと、1つの条例というのはなかなか出にくいんだろうなという、私は老婆心ながらそう思っています。

この条例そのものには、私、結構だなと、よかったなというふうに思いますので、そこは思いますけれども、運用する側の問題もありますから、ぜひともその辺のところの認識を、役場庁舎内で全ての人がそういうふうな認識を持つんだということのかみ砕きは必要なんじゃないかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

今、るるご指摘いただきました。この件は、私どものほうで、よく庁舎内で議論しまして運用していきたいと思っておりますし、先ほど申しましたとおり、もしも4月以降運用してない部分あったら、一部改正はさせていただきますと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 一つ、規則を今後つくられるんだと思います。規則の中に、そういった意味では、規則つくるときにその辺も含めて、なかなか条例を一部改正だ、一部改正だと意味のないところでやっているのもこれは大変なので、ご苦労なさると思いますので、ある程度の規則の中でそれらを網羅しながらやっていく。

だから、規則が大事だと思うんです、私は。条例は表表紙なんで、条例は条例でいいんですけども、規則、中身、具体的なところで規則つくっていくんだと思いますが、その規則を確度を高めていただければなというふうに思っていますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありますか。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 私ちょっとあまり頭よくないものですから、各自の話ずっと聞いているんですが、これは、もともとは浅川町に防犯カメラをつけるという話なんですかね、この条例は。そうなんです、浅川町で。

ところが、今皆さんから話聞いているうち、第2条のこの2項なんです、これ（2）防犯カメラ設置者という。それで、先ほどの説明では町だと。そして、そこには防犯協会の方も入っているんだよという話でいて、もろもろ皆さんに説明しておったんですが、私はちょっと頭悪いから分からないんですが、これは防犯カメラ設置者というのは、これずっと読んでいますと、先ほど見えていますと、第5条なんか、（1）防犯カメラの設置目的を明確にすることということ。町でやるのに明確はないんじゃないですか。

これ、だから結局は、個人でつける防犯カメラも入っているんですね、きっと。それはなぜかという、勧告で第9条にあるんですね。勧告の記述、6ページですね。その中に、ここの文言がちょっと意味が分かりません。「町長は、必要があると認めるときは、防犯カメラ設置者」、防犯カメラ設置者ですよ、「又は、防犯カメラ管理責任者に対し、その設置し、又は管理する防犯カメラの管理、運用等の状況について報告を求められることができるものとし、防犯カメラ設置者又は防犯カメラ管理責任者は、これに応じなければならない」というんだけど、最初のほうの話では、町の防犯カメラの話だったやつが、やっぱりこれ、個人のやつも入っていますよね、実は。個人で防犯カメラを入れたときは、町にこういうことをやりますということは書いてありますよね。そうじゃないのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

そうですね、今おただしの件なんですけれども、私、冒頭答弁したとおりなんですけれども、当初は町もしくは防犯協会が設置、そして運用していく予定ではおるんですが、こちらの考えとしましては、個人も視野には入れておりますが、まずは運用を、町で手始めに駅とか公共施設のところを運用してから、それからだんだん裾野を広げていきたいとは考えておりました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） この目的とこの文言云々は、きっと全くかみ合っていないものですから、これは先ほど総務課長が言ったように、もう一度、本当どこまでが一般でつけたカメラのことなのか、それとも、これは公共でつけたカメラの件なのか、それをやっぱり最低でも二手に分けた説明がないと、これちょっとやむやになっちゃうんじゃないかと思うんで、その辺はもう一度、執行のほうで確認しながら、結局、今、個人の方ほとんど防犯カメラつけておりますよね。10軒に1軒や2軒はつけていると思うんです。そうすると莫大な量になっちゃうんで、その辺もやっぱり極めた2通りぐらいの方向で、一般と公共は別なんだということを入れておかないと、きっとこれ、まだまだ問題が出ると思うんで、その辺を一つ視野に入れて、ちょっと文言とかそういうものを変えてください。変えるようにしてください。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

先ほど5番議員さんからもご質問ありましたけれども、規則ということがありますので、今の件につきましては、今回、条例は条例なんですけれども、この後の規則、そちらで明確にしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 今、各議員からいろんなご指摘、質問ありました。

これは条例ですから、何でしょうかね、防犯カメラのそういう運用に対しての大枠を決めるものでありますから、先ほど総務課長答弁のように、この規則、これできちっと、公共の場所とか設置者がどういう者なのか、そういったものを細かに決めてやるべきだと思います。そういったものを含めて、他町村に先駆けてこの条例を制定するというものですから、賛成討論といたします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第4号 浅川町防犯カメラの設置及び運用に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 初日の説明では、この住登外者というのは、住民基本台帳に登録されていない者ということで、その中には固定資産を浅川町に持って住居登録がない方を指しているということだったんですけども、あと、それ以外に外国人ですよね。浅川で仕事している外国人なんかいて、住民登録をしていない方もいるかと思うんですけども、そういう方、あるいは住民登録していないんだけど、浅川町に生活の本拠を持っている方っていますよね、何か、仕事とか何かして。日本人ですよ。

そういう人に対する、何というんですかね、今までもそういう、例えば住民税なんかは課税してはいたけれども、生活の本拠が浅川町にあるということで、当然、浅川町の行政サービスを受けているから住民税も課税するんだという、そういう制度は税法の中でありましたけれども、そういうものをいろいろ網羅して、今回それを明確に運用していくと、これは教育委員会部局も含めて、教育の分野、当然児童・生徒、保護者もそうなんだろうけれども、そういうものに対しての一部改正ということなんだろうかと、それをちょっとお聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうから答弁させていただきます。

今ご質問ございました住登外者の範囲というところなんですけれども、外国人等、住民登録がなくて体だけこちらにいるような方については、固定資産を有していたりとか、あと浅川町の住民税が課税されるとか、そういうことがないのであれば、こちらの利用はされません。

ただし、外国人に限らず、居どころがこちらに、住所地とは別に浅川町にいて、いろいろ事業を行っていた

りして収入があつて課税される、みなし課税されるような方については、今回のものを適用しまして、これまでの町独自の番号ではなくて、全国的統一されているマイナンバーを利用して管理していくということになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） そうしますと、今までもこういう人たちのためには、そういう管理番号というんですか、個人番号というのは付設はしていたと思うんですけども、それはこの条例を改正することで、マイナンバーカードを作ったりいろいろするための利便性というか、行政事務の明確化というか、そういう趣旨なんじゃないかな、それをちょっともう一回お聞きします。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 今回の運用をすることによりまして、メリットといたしましては、例えば、固定資産税関係になりますけれども、今までですと、他町村の方が浅川町に固定資産を有していて、固定資産のほうを独自の番号で管理していた。それと同じ方が別な資産を新たに購入した場合、登記上の名前と同姓同名、同じ名前が上がったときに、気がつけばいいんですけども、そこを気がつかないで、別な人だというふうに判断して別な番号を付設するという可能性もございます。そういった場合には、免税点の管理とか、そういったところでも影響が出てくるものですから、1つの番号を、全国的な番号を使うことによって、そういったことがなくなるのではないかとということで、これからこのような制度を運用していきたいと考えているところで

す。  
なお、今回、そういった利用ができるということで、今すぐ一気に全てがそう変わるというものではなくて、これからの想定して、できるようにしていこうというようなものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 何点かお尋ねしたいと思います。

今までは学校評議員制度というのがあって、校長の求めに応じていろいろと地域の意見を反映させるという制度があったんですけども、今回はそれよりも強い学校運営協議会を設けて、地域と一体となった学校運営ができるようにしていくというのが今回のこの改正の趣旨だというふうに思うんですけども、地域と一体となった学校運営ができるというのは例えばどういうことなのか、その点ですね、先進事例があれば教えていただきたい。全然イメージが湧かないものですから、よろしくお願いします。

それから、2点目として、継続的な連携ができるようになるというふうに言われていますけれども、具体的には年に何回ぐらい集まって学校運営協議会の委員さんと校長先生が話し合いを持ったりするのか伺いたいと思います。

それから、任命は教育委員会が行うということなんですけれども、浅川町の場合、何人くらいこの運営協議会の委員さんを想定しているのか伺います。人数。

それから、4点目として、運営協議会は、保護者と地域住民と学識経験者と校長推薦の教職員で構成されるということなんです。保護者は何となく分かります。ただ、地域住民あるいは学識経験者、これはどういう方が選ばれるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育関係ですので、教育課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目ですけども、地域と一体ということについてなんです、事例を示してほしいということですが、全国的な事例から拾い上げてみたいと思います。

まず、1点目ですけども、今、ICT機器を取り入れた教育活動行われておりますが、これは埼玉県ふじみ野市の例ですけども、企業の退職者などが学校の応援団として、プログラミング教育へのアドバイスや支援等に協力をしているということですね。

それから、2つ目の事例としましては、働き方改革としまして、保護者や地域住民と目標、課題を共有して、業務の見直しを実現したと、協議を通じて教員の意識改革を図ったという事例があります。

それから、子どもの問題行動を防止するために、保護者と地域の方、それから学校、警察が協力して、夜間パトロールなどを実施したということですね。浅川町も、これは花火大会の後、パトロールはやっていました

けれども。

それから、若者の定住といいますか、地元へ定着する方策としまして、地元の自然、歴史、文化を学ぶカリキュラムを設定し、子どもたちのふるさとへの愛着や、それから社会参画力を育成したという、これは鳥取県の例ですけれども。

それから、地域防災ということで、これは熊本県の事例ですけれども、自治体の防災担当職員が学校運営協議会に参画し、生徒と地域住民の合同防災訓練など、防災に関する取組を協議、実践したという事例があります。浅川町も昨年、武道館で防災訓練を行っておりますけれども、生徒もそこに参加するということでしょうか。そういった事例ですね。

これは一部分になりますけれども、そういったいろいろな取組が可能となってくるということですね。そうした取組を行う中で、地域の方、それからいろんな方に参加をしていただく、協力をしていただくということで、学校と地域の連携、協力体制が強固なものとなってくるということになります。

それから、2点目ですけれども、継続的な取組として年何回行うのかということですが、現在のところ年3回を予定しております。学期に1回程度の会議の開催となります。予定しております。

それから、3点目、人数ですけれども、委員の人数は、現在のところ5人を予定しております。

それから、その委員の方々、どういった方が委員になるのかということですが、保護者はこれはもちろんですけれども、それから地域住民の方、それからあとは、先ほどありましたけれども、校長、それから教職員はもちろんなんですけれども、そのほかにも、関係行政機関の職員、それから教育委員会が適当と認める者ということですが、どういう方が適当かということですが、これはやはり前もってどんな取組を行うのかということ、先ほど何点か事例を申し上げましたが、どういう取組を行っていくのかということにつきましても、これもあらかじめ協議をしまして、その場合に、じゃ、どの方に委員として参画していただくかということも検討しながら、具体的にはどういう方にするかということは、今後煮詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） かなりイメージが鮮明になりました。どういう取組をするか、それを踏まえた上で人選するということですよ。

例えば、歴史教育とか地元の自然環境の学習とか、そういうのに連携させたいということであれば、そういう人、ふさわしい人を選ぶということになっていくと思うんですけれども、これは毎年毎年、同じ課題であるはずはないので、任期は何年ぐらいになるのか伺います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

任期につきましては、1年任期ということで予定しております。

○8番（上野信直君） 分かりました。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第7号 浅川町旅費条例の全部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 何点か伺います。

説明では、この条例の全部の改正によって日当が廃止をされるという説明がありました。条文を見てみると日当の記載がないので、日当の条文をなくすことで日当を廃止すると、こういうことなんですね。確認をしたいと思います。

それからあわせて、具体的に日当を廃止すると、例えば在京浅川会に議員が行くときに、去年はどうで、今年はどうなるのか、日当の部分ですね。これ、今年はなくなるということになるんでしょうけれども、具体的に伺います。

それから、2点目です。7条で、旅費は実費だよというふうに書いてあります。これは、領収書を持ってこいと、旅費の支払いを求める者は領収書を持ってきてくださいということになるんですか、伺います。

それから、3点目として、15条の意味がちょっとよく分からない。宿泊費基準額というのはどういうものなのか。宿泊料も実費だとしても宿泊するホテルによって料金は全く違うわけで、高くても支給するのか、あと実費がかかったら支給するのかというふうになったら、これはちょっと問題なので、この宿泊費基準額というのがあるのかなというふうに思うんですけども、これを何か定額でやってしまうと、もっと安い旅館に泊まって、基準額の差額をもらってしまうということも起こるというふうに思うんですけども、15条の意味ですね、これを伺いたい。

それから、4点目として、宿泊手当というのが出てきますけれども、これ今まであったんですか、こういうの。幾らだったのか伺います。

最後に、今回の改正で年間幾らぐらいの節減になるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

5点ほどございました。ご答弁させていただきます。

まず、1点目ですが、そうなんです、日当は全て廃止になります。これは、この後の答弁にもありますけれども、日当は、我々職員もそうだし、議員さんもそうなんです、日当は廃止ということなので、あえて条文なしということなんです。

関連ですけれども、皆さん、毎年、在京で上野出張行っていらっしゃるんですけども、こちらの日当は廃止となります。

2点目ですけれども、7条ですね。その実費の関係なんです、実はこのようなことなんです。行き場所によって上限額は変わってきます。例えばなんですけれども、福島で泊まるということはまずほとんどないんですけども、じゃ仮に、議員さん方、東京に1泊で出張に行きました。今まででしたらば規定の宿泊料あったんですが、上限つきになります。1万9,000円なんです。ただ、1万9,000円のところ、仮に1万5,000円で泊まったとすれば、実費支給なものですから、領収書とかで確認しまして、それから予約の時点で確認しまして、実費支給で。ただ、頭打ちありまして1万9,000円です、東京出張の場合は。

プラス、今回新たに宿泊手当というのができました。これ全国一律なんですけれども、プラス2,400円。です。議員さん方、1泊で東京に行った場合には、1万9,000円のところ泊まったとして、マックスのところ泊まったとして1万9,000円足す2,400円、こちらが旅費という形になります。これ、今の3点目まで、そうです。

4点目が、宿泊手当、今、私申しました宿泊手当2,400円の新たなものでございます。

あと、最後5点目なんですけれども、こちら試算したんですけれども、令和7年度、あと来年度、令和8年度比較しましたらば、約170万円減額となるところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 分かりました。

2点目ですね。旅費は実費支給だということなんですけれども、この旅費についても、領収書、これ求めるんですか。ここがちょっと答えがなかったのが、伺いたいと思います。

それから、宿泊手当というのが新たにできて、これは日当を廃止したので、泊まりがけで行ったら何もなしではかわいそうだから、このぐらいはつけようかなということなのかなというふうに思うんですけども、全国一律で宿泊手当というのは設けられると、こういう理解でよろしいんですね。

2点目の旅費の領収書について伺います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

そうですね、まず、以前と違いまして、今、我々職員も宿泊で出張ってまれなんですね。年に1回あるかないかぐらいになっちゃいました、実際は。

今後、これ4月から運用ですけれども、どのように運用していくかですけれども、突然行って泊まるわけではないので、事前手配ありますので、その予約の時点の金額だと思います。そのように運用したいと思います。領収書も確かにあれですけれども、いいんだかもしれないんですけれども、まず予約入れますので、その予約の時点で実費ということが分かると思うんですね。なので、そのように運用はしていきたいと今現在は考えております。

それと、宿泊手当の考え方なんですけれども、議員さんおっしゃるとおりだと思います。今まで日当があったんですけれども、日当という文言がなくなって、新たに宿泊手当ということで一律2,400円ですから、こちらが見合う対価なのかと認識はしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 抜けているんですけれども、旅費は実費支給だということですよ。この旅費は領収書もらうんですか、もらわないんですか。どうやって見るんですかね。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 答弁させていただきます。

そうですね、こちら交通費は別口、これ別の話なんですけれども、宿泊料の場合は、先ほど申しました事前予約の時点で何らか証明するもの、もしくは場合によっては確かに領収書必要だと思いますので、何も無い証明はないので、何かは出していただくような形で運用はしたいと思っております。

今後4月以降、まず宿泊が、先ほど私申したとおり、宿泊の出張がほとんどまれです。まず職員、新年度になって出張でどのようにするかはちょっとまだ課内では議論していないんですけれども、よくそこは精査したいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 宿泊のほうは何となく分かりましたけれども、旅費のほうなんです。例えば、新幹線で東京に出張に行ったときなんていう、そっちの旅費ね。領収書を求めるのかと。

私、疑問に思ったのは、新幹線の料金決まっているから、大体どうしようもないだろうなというふうに思ったんですけれども、自由席とか使えるんですよ、指定席。指定席使わないで、その指定席の料金を請求するというのも、これ可能なのかなというふうに思うんですけれども、ちょっとみみっつい話ですけれども、そういうときに領収書の、何か証明するものの何か提出とかって求めるんですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、再度答弁させていただきます。

私、先ほど答弁したのは宿泊の関係でした。今回、すみません、私、聞き違いしておりまして、運賃の話ですね。

交通費なんですけれども、従来ですと、所要の運賃、インターネット等で見まして、こちらの基準の運賃あ

りますから、新白河から東京駅の新幹線、自由席にはなるんですけども、それで東京出張の場合はそちらに適用はさせていただいておりました、一般職はです。議員さん方も、我々一般職と同じ扱いになるものですから、そちらにつきましては従来と変わりはありません。

今回は、あくまでも宿泊のほう、あと日当の廃止、そして宿泊料のほうが変わるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第7号 浅川町旅費条例の全部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第8号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 子ども・子育ての支援分として、10年度は国保から3,000億円集めるという前提で、8年度はその6割、9年度は8割、新たに子ども・子育て支援分が従来の国保税に加算されるということになりました。3年間、これは毎年高くなっていくわけですけども、この分、初年度の8年度は、1世帯当たり、それから1人当たり幾ら増税になっていくのか、1点目として伺います。

2点目です。子ども・子育ての新たな税金がなぜ従来の健康保険料に上乗せ徴収されるのか、私は全く理解できないんですね。医療保険と子ども・子育ての負担って何の関係もないと思うんですよ。私は理解できないんですけども、町長はどういうふうに考えているのか伺いたと思います。

3点目です。国保は所得の少ない世帯も多いため、こども家庭庁の試算でも、例えば年収が200万円なら、ほかの被用者保険が月192円なのに対して、国保の場合は400円と倍以上の負担になる。若干でも所得が出た方は、いきなり負担が重くなると、こういう状況になるわけです。つまり、こういう不公平が本当にいいんだろ

うかと。こういう課税の仕方でもいいんだろうかと、この点について町長はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 後で補足説明、足りないところは担当課より説明させていただきます。

私も、この子育てと医療は全く私個人としては別物だと思っております。なぜならば、我々、今、この日本の宝である子どもの子育て、これをなぜ医療、国保を上げて、そちらのほうに回すのか。私もこれは8番議員と全く一緒であります。やはりこれは別口で日本の宝である子どもたちを育てるべきだと思っております。

また、この国保が不公平であり、国保が高くなるということでもあります。私も別に8番議員さんに同調するわけでありませんが、これは不信感に思っております。

今後、やはり国の税金の使い方、子育ての仕方、これはもっともっと考えていただきたいと思っております。

私も昨年からこういう関係は、こういう子供関係、医療関係、国保関係、自分の思いは、これは国に言ってきたつもりです。そしてまた、国保運営協議会でもそれなりのお話はさせていただいておりますので、今後とも、子育て世代、国保が上がらないようにというふうな思いでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、後は担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、私のほうより補足説明させていただきます。

まず、来年度、8年度、幾ら増税になるかということなんですが、一応、私どものほうも国のこども家庭庁の話のままお伝えするしかございませんが、国のほうでは、支援金が新たに賦課されますが、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みとなっておりますということで、ほかの医療、介護、後期の分ですか、その3本の中で納付金の方が下がる等して、プラス・マイナス・ゼロにように考えていると理解しております。

ただ、これはあくまでも国がこう言っているものでして、実際にどうなるかは、ちょっと正式なものは、まだ課税しておりませんので、分からないところが実際ではございます。

また、1人当たり幾らになるかということですが、初日にご説明いたしました、まず所得割としまして100分の0.27、均等割として1人当たり1,240円、18歳以上の均等割として1人当たり49円、世帯別の平等割として、通常の世帯ですと794円ということにかかってきます。

例えば、500万円の所得の方、世帯によって違いますが、ちょっと1人として計算しますと、500万円の所得に対して0.27%ですので1万3,500円ですか。これに、均等割が1,240円、18歳以上の均等割で49円と世帯平等割が794円ですので、1万5,583円という計算になってきます。これはもちろん、所得、世帯構成によっても違いますので、あくまでも500万円の所得の1人の世帯ということでちょっと今計算してみました。

上限額が3万円ということとなっております。

また、こちらの支援金のほう、国のほうで法律を改正されまして、こういうことで徴収しろということで法律改正されましたので、市町村におきましては、それに従って条例改正しなければならないということが正直なところですので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 課長が一番最後におっしゃった法律で決まったので条例を制定しなければならないという考えはちょっと違うんですよね。何で、じゃ、法律で決まったことをなぜ我々がここで審議しているのかという話なんです。課税するためには地域住民の了解を得なければならない。これが憲法で定めた地方自治の原則からきているわけですよ、こういうことが。だから、我々がここで審議をしているんです。法律で決まったことでも、私たちが地域住民のためにこれはよくないということであれば、これは否決をして浅川町では実施しないということも可能なわけなんです。その点はきちんと踏まえていただきたいというふうに思います。

それで、2点目、3点目の町長の認識は分かりました。ありがとうございます。

それで、1点目なんですけれども、8年度の1世帯当たり、年収500万円の世帯だと1万5,593円になるということでしたよね。8年度は6割の賦課ですので、9年度、10年度に10割賦課になるわけですから、ほとんど上限近くになる可能性もあるわけなんですけれども、500万円世帯だと10年度には大体上限の3万円ぐらいになってしまうということになるんですか、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） 単純な計算でいきますと、現在、8年度6割とされていますので、上限近く、3万円近くなるかと思えます。

ただ、先ほど、議員さん、私、ご理解くださいということでもっとお話ししましたが、もちろん、市町村としての立場として、国の法律に基づいて条例改正しております。また、それによって、審議していただいて、否決ということはもちろんあり得るということはもちろん了解した上で、一応、市町村の立場としましては条例のほうを上げなきゃいけないということになりますので、その点だけはお間違いのないようお願いしたいと思います。ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 本案に反対の討論を行います。

1点目は、子ども・子育て支援金なるものがなぜ国保税と抱き合わせで徴収されるのか、理由が納得できません。国保税は医療保険の財源で、医療や介護のためのお金を集めるものであります。これと全く無関係の子ども・子育ての財源を医療保険に上乗せして徴収することは、滞納したならば医療費10割自己負担、これをちらつかせて納税を迫るものだと言わざるを得ません。

2点目は、医療保険に上乗せするために、低所得者の多い国保では、所得が出る人の負担が他の社会保険の方よりも何倍も大きくなるということであり、国保加入者には極めて不公平な結果になる医療保険への上

乗せ徴収には賛成できません。

3点目です。子育て世帯への支援は重要ですが、その財源は、医療保険に上乗せして物価高にあえぐ国民から徴収するのではなく、大もうけをしている大企業や富裕層に応分の負担を求め、大軍拡を中止して財源確保を図るべきだと私は考えます。

社会保険料の負担軽減が切実に求められている今、それに逆行するこうした徴収をやめるよう、町長は国に強く求めるべきだということを最後に申し上げて、反対討論といたします。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第8号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第9号 浅川町立あさかわこども園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今回の改正は、こども誰でも通園制度、これを実施するためのものだという説明がありました。

基本的に、こども誰でも通園制度に関して調べてみると、基本的なことは条例で定めるというふうになっております。ところが、この条例にはこども誰でも通園制度について何にも書かれていない。こども誰でも通園制度の言葉すら出てこない。これで大丈夫なんでしょうか。本当は、設備とか運営基準とか利用のルールなどをきちんと条例で明確に定める必要があるんじゃないですか。この規定だと、町長が特に入園の必要があると認めなければ、誰も通園できないと。こども誰でも通園できない制度になってしまいます。

私、ちょっと前に、隣町の今度提出される議案見せてもらったらば、このこども誰でも通園制度に関する詳細な条例制定、この案が提出されるということで、随分細かく規定するんだなというふうに見てきましたけれ

ども、浅川町は全く逆に、これで本当に大丈夫なんですかというふうに思うんですね。これで、こども誰でも通園制度に関する条例だというふうに理解できるんですか。これでいいんだというふうな、上のほうから言っちゃおかしいですね。国とか県とかの、こういうので大丈夫ですよというような、そういう指示とか助言とかがあったんですか、伺いたいと思います。それが1点目。

それと、2点目として、こども誰でも通園制度というのは4月1日から開始になるんですか、伺いたいと思います。

3点目、これに関してですけれども、こども誰でも通園制度というのは、月に10時間ですから、本当に集団生活に慣れていない家庭で保育されている子供を集団生活になじませようかなということで、お試的に通園させるものですが、もっと深刻な一時保育ですね、こども園には預けていないだけでも、親が病気になって子供を見てくれる人が昼間いないときに保育所に預かる、こういう一時保育、これについて前に質問したときには、新年度から対応したいという話だったんですけれども、今回の条例改正で、この一時保育についてもこれで対応するんだということなんです。これもその4月1日から実施をするということなんです。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育関係ですので、教育委員より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

この4月1日から実施されますこども誰でも通園制度でございますが、こちらの条例制定のほうなんですけれども、こちらは国のほうから令和7年10月23日付こども家庭庁の事務連絡によりまして、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定猶予措置を講ずる方針が示されております。

それで、浅川町は既存の条例もございますので、そちらをちょっと精査しまして、6月議会なり、そちらのほうで条例を定めさせていただきたいというふうに考えております。その措置期間は、国のほうでは令和8年4月1日から起算して1年経過する日までの間に条例制定となつてございますので、今後速やかに条例制定を行いたいと考えております。

それから、2番目のご質問なんですけれども、4月1日から開始なのかということで、令和8年4月1日から開始とさせていただきます。

それから、3点目ですが、一時保育について、前回ご質問ございましたが、そちらのほうにつきましても、こちらと併せまして、規則なりで詳細を定めたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 条例は6月に出すんですけども、4月1日から始めるということですね。

4月1日から始めるのはいいんですけれども、条例がないのに実施するという、何かちょっと不自然な感じなんですけれども、できれば、今度の議会に条例を出していただきたいなというふうには思うんですけれども、4月1日から実施するという、具体的な内容も、こども家庭庁でしたっけ、そこから方針が示されているので、問題なく実施されるというふうには思いますので、分かりました。

それから、一時保育に関しても、この条例を踏まえて規則を今後つくって対応するという事なんですけれども、規則を定めて、4月1日からこれも実施をするということで理解してよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど教育委員と申しましたが、教育課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えさせていただきます。

そうですね、早急に規則のほうを改正したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） こども誰でも通園制度に関しては、6月に条例を出すというけれども、4月1日から運用は始めると。国の指針にのっとってやるということで分かりました。

一時保育のほうは、これも今後規則を定めてやるというお話ですけれども、4月1日からの実施ということでもよろしいですか。4月1日から、新年度からこういうお子さんがいけば預かりますよというようなことを広報して、受入れ体制が必要なのかどうかちょっと分からないんですけれども、整えて対応すると、4月1日からやると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 4月1日から実施したいと考えております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今、るる質疑を聞いていて、私のこれはどうなんだろうなと思ったところが大体分かったんですが、じゃ、そもそもなんですが、今回、浅川町立あさかわこども園条例の一部を改正する条例について、これの策定に至った目的というのは結局何なんですか。何のために変えたんでしょうか、まずそのところをお伺いしたいと。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 答弁させていただきます。

こちらの条例改正に至った経緯なんですけれども、まずは、国のほうから条例制定に関して猶予措置が定められたということで、今回、このような条例は提案しないというふうに最初は考えておりましたが、そうしますと、こども誰でも通園制度を利用する方がちょっと規則のほうでは難しいのではないかとということで、こちら条例のほうで（3）に追加をさせていただきますして、町長が特に必要と認める者という一文を入れさせていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かったというか、分からないというか。

結局は、誰でも通園制度に伴ってこの一部改正をしたのではなくて、それを運用のほうが先に始まっちゃうので、この文言を入れておかないと通園制度にならないということで文言を入れたということですよ。ということで、理解でいいんですかね。

ということは、説明のときもあったんですが、後日、規則で定めるという、規則をつくっているんなことを定める、詳細を定めるんだということなんです。規則もまた、じゃ遅れるということで理解でいいんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 答弁させていただきます。

まずは、条例の制定が先にあって、その後に規則というふうになってきますので、まずは6月議会のほうでご提案させていただいて、誰でも通園制度に関しての規則につきましては、その後ということになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 当然、そうですね、条例があって、それで規則ですから、遅れますよということだと思うんですが、例えば、じゃ4月1日からこの運用を開始したとして、運用はするんだということなので、運用を開始したとして、10時間限度とか何かというのはどうやって説明なさるんでしょうか。もし町民の方、誰かが行って、誰でも通園制度を利用したいんだと、そうしたら上限は10時間ですよというようなことを、どの法律をもって、何の条例をもってお話しするような、何の規則をもってやるんでしょうかということが、一般町民の方にとってみればそれは非常に大事なことなので、その場合にどういう説明の仕方をするんだろうというのが、私、不思議でならないんですよ。

何にもないところで、それで運用だけ開始しちゃって、どういう強制力があって、どういう仕方で行うのかというのが非常に不安なところがあるものですから、そちらのほう、もし答えられるのであれば、どういふような運用の仕方をするのか。それは法律にのっとってやるのかどうかとかという、いろんな、あるんだと思うんですが、それをちょっともしお答えできるのであれば。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、私のほうで答弁させていただきます。

そのような詳しい内容を定めるということですが、こちら国のほうで出されました条例の制定猶予措置ということで、内閣府令で定める基準を市町村の条例で定められた基準とみなすということで、内閣府令で定められたものを、そちらの詳細内容について市町村のほうで定められた基準とみなすという措置の内容が示されておりますので、そちらのほうで対応したいと考えております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。内閣が出していて、その基準にのっとって運用していくんだよ。ですから、猶予期間があって、何か月か遅れても大丈夫なようになっているんで、その間は内閣府が出したそういう運用基準にのっとって全て物事進んでいくんだよということで理解でよろしいということですね。

この誰でも通園制度というのは、私も一般質問等でさせていただきましたけれども、非常に重要であると。特定の方というんじゃないですけども、幅広くそういったものを利用できることなので、これからの移住・定住においても、いろんな方が浅川町に転入された場合に、そういった制度というのは非常に重要になりますので、ぜひとも、その辺のことを踏まえて、条例の策定、規則の策定、ぜひお願いしたいなというふうに思っていますので、前向きにこちらのほうはぜひとも進めていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 今、両議員の質問に関して、ちょっと私も納得がいかない、理解ができない部分があるので、ちょっと1点お伺いしたいんですけども、この改正後の（3）を入れる必要は、町独自の考えで入れるのか、それとも国からの通達でこう入れなさいというものか、ちょっとそこだけ簡単に教えてください。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 答弁させていただきます。

こちら、国独自ではございませんで、町のほうの独自の考えでこのように追加させていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 町独自でこの文言を入れなければならない、その理由を教えてください。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 答弁させていただきます。

こちら、第4条、こちらの入園資格の（1）と（2）なんですけれども、（1）につきましては、浅川町保育の必要性の認定及び支給の認定に関する規則に規定する保育の認定基準に該当する者、こちらは規則で、保護者が就労していることとか、いろいろ条件あるんですけども、それからあと（2）につきましては、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、前号に該当しない者とうたっております、そうしますと（2）号のほうでは該当しない。

（1）のほうでは規則では定めてございますが、規則でとなると、ちょっとここはやっぱり条例で定めたほうが、拡大規定といいますか、こちらのほうで定めたほうがよろしいのではないかということで、こちらのほうに追加させていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 今の答弁を簡単に解釈しますと、規定でも年齢でも駄目な人は、最後、町長が認めれば入れるんだということですよ。したならば、これ、入園資格、誰でも入れますでいいんじゃないんですか。違うのかな。

入れない人は、じゃ、入れなかった人は、簡単に言いますよ。町長が認めなかった人は入れないとなっちゃ

うんじゃないですか、これ。違いますかね。

町長、どうですか。違いますかね。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、子ども関係ですね、学校関係、やはり困っている人、もしも入りたい人、これをまず受け入れなくちゃいけないと思っていますよ。私、いつもいろんな文言に、町長が認めるというのがうたっているところもありますが、私は、そういう子ども関係とか、そういう高齢者関係に関しては、一度もそういう経験はありませんが、断ることはまずないと思います。全て受け入れると思っております。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） そうです。受け入れますよね。

したならば、この規定も何にも要らないんじゃないですか。そういうことになっちゃうと思う。でしょう。だって、最後、町長が認めれば入れる。だから、入れなかった人は最後に町長が認めなかった人となっちゃうんですよね。だから、その辺はもうちょっと考えて、この条例とかやっついていかないと駄目なんじゃない。

最終的に、4月1日から施行するのに、詳細何も準備ができなかったから、最終的に、じゃ、町長が認めれば入れるよというふうにしておけばいいんじゃないのというのがありありなんですけれども、教育長、そうではないということをご答弁ください。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、この「町長が」と、こういう文言、いろんなところに出てきますよね。

この誰でも通園制度につきましては、これは解釈の仕方だと思うんです。町長というところ、どう解釈するかということで、これは規制するとか限定的な意味合いでのものではなくて、もっと拡大といいますか、誰でもですから、もちろん誰でも入園できるわけですので、解釈の仕方として誰でも通園できるんだという、そういうふうにご解釈をお願いしてほしいなというふうに思っております。

ただ、誰でもという文言は、果たして法令にふさわしいかどうかというのも、誰でもというのは、あります。解釈の仕方として、江田町長は誰でも入園許可しますので、そういうふうにご解釈していただければと思います。

○7番（須藤浩二君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第9号 浅川町立あさかわこども園条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時05分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第10号 浅川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第10号 浅川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第11号 浅川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、初日の説明で、自転車の安全ということで、自転車通行帯というようなものを設置するのかということですが、大体、浅川町の町内ではどの辺にこれを設置するような状況なのかお伺いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、提案理由でも申し上げたとおり、国の道路構造令の一部改正において自転車通行帯という新たな通行帯が規定されたことに伴いまして、浅川町で定める道路構造の基準を改正するものですが、この自転車通行帯の設置を可能とするために条例を改正するものでございまして、今現在、今後直ちにこの自転車通行帯を設けるような交通状況では、今のところ浅川町の中ではないものですから、新設、改良、若干の今後の計画もありますけれども、その中で直ちに自転車通行帯が必要な箇所はないものと考えておりますが、今後様々ないろいろの状況の変化に応じ、歩行者や自転車、それから自動車の通行が多い道路が、そういった道路が見込まれるような際には、この自転車通行帯を設置の検討をできるように、この条例を改正したところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

日程第9、議案第11号 浅川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第12号 浅川町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第12号 浅川町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、議案第13号 令和7年度浅川町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 2点ほどお伺いいたします。

3ページの2款5目……。すみません、これじゃないのかな。3月補正ですね。すみません、3ページじゃなくて、間違えました。

○議長（水野秀一君） 大丈夫です。ゆっくりやってください。

○3番（菅野朝興君） すみません、12ページでした。

12ページの基金費、財政調整基金積立金ということで、今回1億6,000万円積み立てるということで、トータルで6億5,000万円となるというふうなご説明がありましたが、目標としてはどれぐらいまで積み立てる予定なのかお伺いいたします。

2点目が、17ページですね。9款1項3目、トレーラーハウスの電気、水道を今回通すということで、設置場所はどの辺になるのかということで、お伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目は、本当に基金は多いほどいいんですが、本当に少しでもお金を使わない

ように、サービスをよくして、少しでもお金をためますので、金額はちょっと言えませんが、1円でも多いほうがいいと思います。

あと、2点目につきましては、設置場所は担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、今月末納車になりますトレーラーハウスですが、置き場所なんですけれども、前にもご説明したとおり、歴史民俗資料館の前の土地、買ったところです。今現に消防車両1台置いてありますが、そちらに設置する予定となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ちょっと簡単で結構なんですけれども、説明はいただいたんだと思うんですけども、その中で、ちょっと聞きづらかったり、メモ書きができなかった部分がありますので、再度お聞きします。

まず、全体的予算なんですけど、実績等を含めて、当初予算の、定額減税を除いて、いろんな諸事情あります。実績だったり、事業がちょっとできなかつたりとか、いろんな理由はあるんでしょうけれども、それを除いて1億7,391万7,000円のマイナス計上しているんですね、いろんな目関係で。1億7,300万円落としています。比率でいえば約4.48%、5%ぐらいは戻しているんですね。やっていませんよということで、マイナスになっています。その中にはいろんな理由があるということは、冒頭申し上げたとおりなんですけど、逆に言うと、財政的に潤沢でない我が町にとっては、当初予算の確度を上げるという意味で、どんな認識を、見解をお持ちなのかということもまず一つお聞きしたいと思います。

それから、13ページの地域おこし協力隊設置運営等業務委託料、当初2,400万円が補正で1,240万円ということで、多分当初予算のときに公募対象で4名分ということで当初計上されていたと思うんですけど、再度、この戻しに至った経緯ですね、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

それから、16ページの4・1・8・13節ですか、ガバメントクラウド使用料というのがあって、これは多分私の記憶が正しければなんですけど、25年から始まった、令和7年から始まったことだと思うんですけど、非常に予算計上が難しい内容であったと思います。思うんですけど、当初、260万1,000円まで、千円単位まで細かく当初予算組んでいるんですね。それが150万円を戻したということの、こちらの詳細をちょっとこれも教えていただきたいなということで、3点ほど質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、まず私からは、1点目、予算の関係、全体を見ての話ですが、初日に細々説明はいたしましたけど、総体的に見ればこのような結果にはなっておりますけれども、今後も、一つ言えますことは、精度を上げるということですね、精度を上げる、精査をする。この実績に基づきまして庁舎内で

議論しまして、来年度の予算計上も上程したとおりになんですけれども、精度を上げてまして、限りなく減額等もないようにはしたいとは思っています。諸事情があったのは議員さんおっしゃるとおりなんですけれども、私から申したいのは、年々精度を上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうから2点目になります地域おこし協力隊設置運営等業務委託料の1,240万円の減の中身についてご説明をさせていただきます。

地域おこし協力隊、委託と、あと町採用と2種類ございますけれども、今回の部分につきましては、委託分の地域おこし協力隊関係の委託料となっております。

7年度当初につきましては、2名でスタートしました。その後、7月に1名増とはなったんですけれども、その後、8月に1名減、9月にも1名減ということで、現在1名となっております。

こちらの委託料につきましては、年間通して4名ということで計上しておりましたので、その4名分の費用に対して実際は1名での運用ということで、3名分が支出がなくなったということで、今回3名分を減額したところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、3点目ですね。ガバメントクラウド使用料150万円減というところ  
です。

こちらは、国の標準化システムが始まって、それに併せてガバメントクラウドを利用するというふうになったというところで、当初、初めての利用ということもあって1か月の料金というのが分からない状況もありまして多めに予算を取ったというところなんです、実際は10月から運行しまして、1か月当たりの利用料金が不透明だったため、当初予算ではベンダー等の見積りも参考にして多めに取ったというところで、実際始めてみて、1か月の利用料が見えてきた。先ほど総務課長からも答弁あったように、精度を上げるという面では、大体見えてきたというところもありますので、今回減額したところです。

来年度の予算は、この精度を上げるというところで、見えてきた金額で試算はしておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

そうですね、1問目と2問目、関係性があるんだと思うんですが、ただ、逆に言うと、ガバメントクラウドについては、本当に見積りが難しいんだと思います、初めてのあれだったんで。ただし、逆に言うと、使っているか使っていないか私は分からないんですが、パブリッククラウドかな、何かを使っていれば、そういった蓄積があるんだと思うんですが、ガバメントクラウドを国が始めて、25年からやったものですので、これは非常に難しいんだろうなと思っていたんですけれども、ただ、冒頭でも言いましたけれども、260万1,000円までやっていたので、何か根拠があるのかなというふうに考えていたものですから、質問させていただきました。

10月から運用ということで、その分も残ったんだろうなというふうに考えています。これについては、1問目にも通じるんですが、今後、確度を上げていっていただいて、精度を上げていただくということが非常に重要なと思っています。

それで、2点目の地域おこし協力隊については、確かに委託とそれから雇用があるということで、これ契約内容を私、詳細に見ているわけじゃないので、委託というのは、この人員の増減を逆に言えば網羅した中での委託じゃないんでしょうか。それはまた別問題なんですか。

浅川町、気に入らないよ、いや、もうこんなところで働いてられないよといったら、帰っちゃう。いろんな理由あるんでしょうけれどもね、1名減の中には、2名ですか。2名減で1名しか残らなかったというのは、いろんな理由があるんだろうと思います。ただ、なぜ自前で採用しない、雇用しないで委託をしているかといったら、そういう安心感があるから委託しているんじゃないんですかということ、私は思うんですね。

というのは、地域おこし協力隊についても、石川管内でも、特に石川なんかは今ゼロだそうです。いろんな会話の中で議員さんからも聞きましたけれども、石川の協力隊、みんななくなっちゃうんだよという話も聞いています。玉川さんも厳しいんだということも聞いています。

その点、浅川町はある程度委託に任せたので、ある程度の人員は確保できるんだろうなということで、ただ、趣旨からのとって、協力隊の最終目的は移住・定住ですから、その辺のところで委託というのがいいのか、よくないのかなというのは考えどころだと思うんですが、ただ、安心なのは、人の配置については委託だから1人が減れば1人が入ってくる、それは最低の企業側の責任として、契約書の中に書かれているのかどうかというのは私も確認していないので分かりませんが、その辺はどうなんでしょうか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の委託契約の中身なんですけれども、ちょっと手元に資料がなくて申し訳ないんですけれども、その中には、1人減った場合にはその代わりの人を派遣していただくとか、そういった条文はなかったと記憶してございます。

協力隊につきましては、やはり首都圏にお住まいで、地方で地域おこしをやりたいという人があって初めて成り立つものですから、委託になったからといって、1人減る場合に、その代わりをすぐに見つけていただいて派遣していただくというのは、なかなか困難かなというふうには思っております。

令和8年度からは、こういったミスマッチが起らないよう、お試し地域おこし協力隊という制度を活用いたしまして、早期の退任がないようにしたいなどは思っております。

また、4月から1人増になりまして、さらに7月頃からもう一人増ということを予定しております。

委託業者も頑張っているいろいろ人を探してくれておりますので、当町に限っては、これからどんどん人が増えていってくれるものと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 大体分かりました。

私も契約書を見ていないので分かりませんが、1名減ったからって、すぐ1名入るわけじゃないんだよとい

うことは理解できました。

そういった意味では、4名のところが1名だったというような形になっていますので、その評価という点では、契約の更新、委託の更新をする場合にはその評価も含めてぜひやっていただいて、こういうところが駄目なんで、じゃ委託できませんよというような形の中でも最終的にはあるんだろうというふうに思いますので、ぜひともその辺の評価もやっていただいて、非常に活性化のためには有効だと思いますし、いろんなイベントをやっている中でもあると思うんですが、ただし、そういった場合でも評価は必ずするという。雰囲気の中で、感覚の中であれじゃなくて、やっぱりこういうところがよくなったんだよとか、悪くなったんだよというのはぜひともしていただいて、なおかつ、この委託先の評価もぜひしていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点だけ伺います。

10ページの雑入のコミュニティー助成事業助成金、マイナス100万円で2件が不採択になったということでした。今年度は何件応募があったんですか。

それで、この2件が不採択になったというのは、どういう内容だったんでしょうか。不採択になった理由、これも伺いたいと思います。これが不採択になるというのはあまり聞いたことがなかったので、その辺伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

令和7年度のコミュニティー助成事業につきましては、集会所のエアコンの設置ということで、同一の内容で2件申請させていただきました。その結果なんですけれども、同一の内容であるということで、認められたのが1件となっております。

内容を県のほうにも確認したんですけども、コミュニティー助成事業につきましては、ほかのところからも応募が結構ありまして、不採択になっているものも結構あるということでお聞きしております。

今回、不採択となってしまった行政区につきましては、総務課で行っております集会所のほうの補助金で対応をしたところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） エアコンで2件申請をして、うち1件が同一内容なので駄目ですよということで不採択になったと、こういうことで、1件につき、そうすると100万円補助が出るということだったんですか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） お答えいたします。

コミュニティー助成事業につきましては、100万円から250万円の事業が対象となっておりますので、今回は100万円以上の事業が該当になったというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 2つほどお聞きしたいと思います。

7ページですね。7ページの14・2・3教育費負担金の幼稚園広域利用市町村負担金、これ当初、存目整理して廃目整理したんですが、今回新たに104万6,000円上がってきました。これ、他町村からの受入れだと思うんですけども、これは何名くらいいらっしやったんでしょうか。

それと、13ページの2の1の8企画費の中なんですけど、今、菅野議員からもありましたけれども、来て「あさかわ」以下、負担金、補助及び交付金、これらの減額大分大きいんですが、これらの減額の主な理由と、あと令和7年度の効果をお聞きしたい。

それと、17ページ、9款1項3目防災費の備品購入費の3,552万4,000円、これは繰越明許というような形と私は説明で理解したんですが、次年度、令和8年度に繰越する形ですが、これは若干説明あったんですが、ワンボックスカーあるいは移動式何々とかあったんですが、この詳細をもう一度お聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

1点目の人数ですが、こちらは4名ということになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、2点目の来て「あさかわ」住宅取得支援事業補助金の減額の部分について、私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、当初予算の際なんですけれども、県内からの移住者分として上限の100万円の4件で400万円、県外からの移住者分として上限210万円の1件分ということで210万円、合計610万円を計上させていただきました。

現在の実績といたしましては、2件ございまして、両方とも隣の町からの転入ということになってございます。転入者の人数といたしましては、2件合わせて7名の転入でございます。そのうち、18歳未満の方については3名ということで、両方子育て世帯の方に転入をいただいているというようなことでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私が最後3点目答弁させていただきます。

初日に提案理由の説明でもご説明申し上げました、いわゆる国の防災交付金の今年度、令和7年度バージョンなんですけど、こちら、うちのほうで、総務課におきまして5点ほど要望出しております。そのトータルが

3,500万円なのですが、まず改めて申し上げます。

移動式の空調設備一式、今年度も導入するんですが、改めてさらに4基追加で購入を予定しております。空調式の移動設備4基1,320万円、次にコンテナ型なんですが、仮設トイレ1基1,100万円、それと災害時に人の移動手段で車両1台、ワンボックス1台600万円、これが3点目で、4点目がポータブルの蓄電池8台431万円、最後5点目ですけれども、ソーラーパネル8基101万2,000円ということで、我が町の避難所で不足しているものを、このいわゆる国の防災交付金あるうちに整備はしたいと思ひまして、順次、年度ごとに整備を進めている次第でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 先ほどの児童負担金のほうなんですけれども、4名ということだったんですけれども、これ何歳児だったですかね。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

3歳児が1名、5歳児が3名となります。

以上です。

○9番（会田哲男君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第13号 令和7年度浅川町一般会計補正予算（第8号）を起立によって採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、議案第21号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第21号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを起立によって採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第13、議案第22号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第22号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを起立によって採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第14、議案第23号 浅川町第6次振興計画基本構想の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 基本構想なり、その後から出てくる基本計画、いろんなもろもろの実施計画までいろいろご苦労があったんだろうなと思います。ご苦労さまということだと思んですが、ただ一つ、第5次振興計画、平成28年から始まって10年間ということで、今回は6次振興計画ということなんですが、当然、6次をつくる場合には5次の評価、これはなさっているんだろうと思うんですが、いわゆる現状把握だったり、それから課題の特定だったり、改善策の検討だったり、住民ニーズへの対応だったり、それから説明責任等々、合意形成も含めて、その辺の評価は5次の基本計画を基に実施済みなのかどうか、この1点だけお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 5次計画は、私も当然、何度も何度も目を通しております。そういう中での第6次振興計画は、やはり町民の声を聞いたり、いろいろと施策は考えておりまして、この第6次計画に、第5次で指摘あったようなところは改善したつもりです。

というのは、まず一つは、若い人たち、中学生とか、そういう声は、浅川町に住みたい、住み続けるような環境づくりをしていただきたいとか、そういう声も聞いておりましたので、本当にそういうのを少しでも改善するようにしたつもりであります。

また、6次も、これ、私なりに自信を持って、この策定については提供できるかなと思っております。

補足説明を担当課長よりさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうから補足説明をさせていただきたいと思います。

現計画、第5次振興計画の評価というところでございますけれども、最小単位となります主要施策ごとに各担当で達成度というものを評価しております。その結果につきましては、A評価、達成できたところが49%、B評価が40.4%、C評価が7.2%、D評価が2.4%、全然できなかったE評価が1%ということで、おおむね達成できているというふうな評価をしたところです。その結果を次の計画に生かしてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ここはしっかり評価していただいて、今、いろいろ明細もお聞きしました。

というのは、どうしてこういう質問をしたかという、昨今では実績を数値化せずに、何か、やっているんだという精神論で動いている部分がとかく、我が町だけじゃないですよ、ほかのところもそうなんですけれども、多く見られると。やっぱりある程度の数値化した中での評価をしないと、次に生かされていないと。多くの費用がかかったり経費がかかったりする案件でしょうから、その中でつくっていくその労働時間も大変でしょう、つくるまでの。

ですから、そういった意味からすれば、いいものつくっていただきたいというのは、どうするかといったら、まずは、5次までいっているんですから、1次から始まった5次までのいろんな意味の評価をしていただいて、6次に生かす。どんどんいいものが出来上がってくるという、それも現実的なものですよ。絵に描いた餅的なものはなくしていく。極力省いていくと。将来像、未来像はいいんですよ、それは。夢を描いてもいいんだと思うんですが、そればかりになっちゃうと、ちょっと問題だというふうに思っていますので、ただ、そこで評

価はいただいているということで安心しました。

一つですね、基本構想の30ページにあるんですけれども、浅川スタイル、すごく聞き心地のいいフレーズではありますよね。浅川スタイル、いろんなところで使っています、これ。野球だったり、いろんな、それからオリンピックあたりでも、いろんなところで、この何とかスタイルとかという、いろんな地方自治体でも使っています。静岡スタイルだとか、何かいろんなこと使っていますけれども、この浅川スタイルの完結形は、町はどのくらいの独自性を持って、どのような想像をしているか。完結形ですね、こんなことになりたいんだと、将来はこういうふうを目指しているんだということがもし今の時点で分かるのであれば、完結形ですね、浅川スタイルの完結形をもし想像しているのであれば、そこを教えていただきたいなど、参考のためにお聞きしたいなどと思っています。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この完結、これは本当に難しいですよ。でも、これは町民が生まれてよかった、住んでよかった、こう思えるような第6次振興計画基本構想、最も大事だと思います。

絵に描いた餅では駄目なんです。やはり町民が喜ぶようなものを1個でも2個でも浅川町スタイルでいってやれば、子どもたちのほうのスポーツ関係、あるいは高齢者の芸能関係が、少しでも活力がもっともっと出ると思っております。そしてまた、住んでよかったこの浅川町のためにも、そういう町民の声を聞いて、こういうふう施策させていただきました。

そして、本当に浅川町にしかないものを全面的に出して、本当にいい町づくりをしたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今みたいに、逆に答えられちゃうと、次の質問しなきゃならないんですけれども、いわゆる町民の幸せを優先するだとか、みんなで進めるとか、これは将来像で基本姿勢だということは分かります。

じゃ、浅川スタイルとわざわざ括弧書きで書いて、創造・発信するというんだから、今イメージしているものがあるんでしょう。浅川スタイルですよ。だから、例えば大きな話でいえば、石川管内、県でやっていないような、県の各市町村がやっていないような、浅川町独自のスタイルでやっていくんだということが将来像なんですよということ、じゃ将来像が見えているんだしたら、具体的に教えていただけますかということ、私、質問したんですよ、私の質問は。わざわざここでうたっているんだから、将来像をうたっているわけだから、将来像で、いや、スタイルはこれから構築するんですよというなら、答えはそれでもいいんですよ。

もし、今の時点で、もう将来が見据えて分かっているんならば、どんなことが浅川町のスタイルなのかということ、具体的にもし分かっているんならばお聞きしたい。だから、何も今、今これから構築していくんです、どんどん構築して、試行錯誤しながらスタイル確立するんですよというんだしたら、それで結構なんですよ。私は何も、今の時点で、じゃ答えてくれとか何か言っているわけじゃなくて、どういうスタイルを目指しているのかなということ、教えていただきたいということ質問いたしました。いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、浅川スタイルというところで、私のほうから補足で説明をさせていただきます。

きたいと思います。

今現在考えております浅川スタイルというところではございますが、一般質問でもございましたように、本町にはたくさんいい資源が眠っております。そういったものを生かしながら町づくりを進めていきたいというところで、このような表現をしたところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そうですよ。そういうことだと思うんです。

ただし、各資源を生かしてやっているのは、ほかの市町村でもありますよ。浅川独自の、こういうタイアップの仕方をするんだとか、こういう見せ方をするんだとか、いろんなことが、これがアイデアだと思うんですよ、いろんな意味で。結構、浅川町というところは各職員の皆さんもアイデア結構詰まっていると思いますので、その中で、今まで眠っていた資源を生かしながら、違う切り口で持っていくというような形の中でやっていただければ、それが浅川スタイルなんだろうということだと思いますので、ぜひともそういった形でやっていただきたいというふうに思っています。

「プライドを持って全国・世界に発信していくまちづくり」というのは、ちょっとオーバーな感じかもしれませんが、そのぐらいの気位があってもいいんだらうと。アメリカ行ったら、浅川町知っていますよみたいな形になれば非常にいいことだと私も思います。ぜひとも頑張ってくださいなということで、エールを送らせていただきますので、我々もいろんなことで考えますということだと思いますので、よろしく願います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、最初、浅川町のスタイル、独自のスタイルを出すと言いましたよね。だから、いろんな面で浅川町にしかないものを出すということで、今年1月1日から七福神巡り、これは本当に独自じゃないですか。この中通りでは、この浅川町しかやっていないんですよ。ですから、昨日はたしかNHKで録画を取ったはずですよ。それで、3月17日にテレビ放送ということなんですよ。これは浅川町、まず一つの独自じゃないですか。

それで、「プライドを持って」。これ、持つのは恥ずかしいんですかね。私は、この浅川町は浅川町のプライドを持ってやるべきだと思っていますよ、何一つを行うたって。だって、木1本だって浅川町にしかないんですから、同じようなものは。ですから、私はこれからもこの浅川町を構築するためにも、やはりプライドを持って、浅川町にしかないものを出していきたいなと思っております。そういう中で、今年、来年、再来年と皆さんの声を聞きながら、もっともっと、こうやって1歩も2歩も進めていけるんじゃないですか。

それと、これも8番議員さんか9番議員さんが言った桜の木、いろんな樹木が浅川町にあるじゃないですか。大木がいっぱいあるんですよ。見せるものがいっぱいあるんですよ。そういうプライドを持って、これから皆さんと共にやっていくのが、やはりこれからの浅川町のスタイルではないでしょうか。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「賛成討論」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） それでは、賛成討論させていただきます。

新たな基本構想は、当町の重要課題である人口減少対策や地域資源を生かす魅力発信の取組など、バランスよく計画されており、評価いたします。

また、全ての町民が町への愛着心を持ち、子供たちが希望を、若者が夢を、高齢者が生きがいを抱く、町民の幸せを優先する町づくりであります。

さらには、町民が安心と誇りを持って共に未来へつなぐ町づくりであることから、賛成いたします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第23号 浅川町第6次振興計画基本構想の策定についてを起立によって採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第15、議案第24号 大草辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、議案第24号 大草辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第16、議案第25号 福貴作辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「賛成討論」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 賛成討論いたします。

本計画は、地域住民の長年にわたる生活改善のための要望にあります。懸案は、福貴作集落と里白石集落を結ぶ町道、その要所にある幅員が狭い軽車両限定の踏切によって日常生活や農作業に長く支障を来しておりました。

本件の道路、踏切の改良工事は、住民の生活向上や農作業の効率化など、著しい改善が図られることから、賛成いたします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、議案第25号 福貴作辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第17、議案第26号 山白石辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、議案第26号 山白石辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第18、議案第27号 小貫辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、議案第27号 小貫辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第19、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第19、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを起立によって採決します。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、請願第1号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（水野秀一君） お諮りいたします。ただいま配付しました日程第20を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

---

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第20、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 文言上のことなんですけれども、意見書の1、政府が2020年代に云々かんぬんといって、「掲げていることを踏まえ」の「を」が抜けているので、これはぜひ追加していただきたいなと思います。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 今、上野議員から指摘を受けたことに関してなんですが、紹介議員として答弁いたします。

確かに抜けております。それで、こちらの本日配られた文書は事務局のほうで打ち直して、原本がございますよね、パソコン上に。ですから、ぜひ今のご指摘のとおり、「を」を記入していただいて結構だということでございます。

なお、請願者でございます労働組合のほうには、私のほうから事後報告となりますが報告を入れますので、追加のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） そのようなことでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第20、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 零時04分